

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>平成14年度から運用している電子入札システムのベースである「電子入札コアシステム」を安定して利用するため、保守契約に基づきOSのバージョンアップ、脆弱性に対応した改訂版プログラムの提供や、通常時及び障害時の問い合わせ対応（ヘルプデスク）による技術サポートを受けるものである。</p> <p>なお、全ての都道府県・政令指定都市のほか、国の機関や多数の市町村で電子入札コアシステムを利用しており、改訂版プログラムの提供や技術サポートを受けるには、いずれの機関・団体においても同一基準に基づく保守契約が必要である。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>電子入札コアシステムの著作権は開発元である（一財）日本建設情報総合センターと（一財）港湾空港総合技術センターが有しており、改訂版の提供等は開発元でなければ出来ない。</p> <p>また、コアシステムに関する契約の窓口は（一財）日本建設情報総合センターとなっている。</p> <p>以上のことから、契約の相手方は（一財）日本建設情報総合センター以外にはない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。